

三重県中小企業振興条例（仮称）「中間案」に係る
パブリックコメントの結果概要

1 パブリックコメントの実施内容

(1) 対象

三重県中小企業振興条例（仮称）「中間案」

(2) 意見募集期間

平成25年11月18日（月）から平成25年12月17日（火）まで

2 パブリックコメントの結果について

(1) 意見数

お寄せいただいたご意見は28件でした。（意見者4名：県民4名、1団体）

意見数	内 訳			
	県 民		団 体	
28件	4名	19件	1団体	9件

※提出方法：ファクシミリ3名、電子メール2名

(2) 主なご意見

お寄せいただいた主なご意見は、以下とおりです。

【全体】

- ・自分が小規模企業でしか働いたことがないため、小規模事業者の実態が見えていないのではないかとこのところが気になる。
- ・他道府県、他市でも同様の条例を策定しているが、三重県はどこに重点を置いているのか。（例）人材育成、職業観、使命感の醸成、連携協働、産業別、個別課題への取組など。

【前文】

- ・「中小企業の中でも特に地域に密着している小規模事業者の意欲」とは、具体的にどの産業分野を指すのか。また、小規模企業者を特定する意味は何か。
- ・目標数値、時期など条例にも可能な限り盛り込まれたい。

【2条 基本理念】

- ・「中小企業に関する団体」とは何か。ほかにもカタカナの難しい言葉は、定義をすべき。

【3条 責務等】

- ・中小企業者や大企業、県民などの「責務」が記されているが、これを周知することを誰が行うのかという問題がある。県がこの責務を負うものと考えられるが、記述するか趣旨に加えるかして、明確にする必要がある。
- ・各主体の役割、責務を規定しているが、ここでは主体ごとに「条」を起こして規定することで責務等が明確になり、努力規定や義務規定としている違いが理解しやすい。第8項の教育機関と第9項の大学等が、同じ「教育機関」でありながら区分するのであれば、その違い、整理の表現をもう少しわかりやすいものにする必要がある。

【4条 ものづくり産業の振興】

- ・ものづくり産業を独立した「条」で規定された意味合いは大きい。ただ、日本の強みである製造技術（技術人材）とともに、弱みである経営面（マーケティング、販路拡大、質の高い経営人材の確保等）での支援策も加えた規定にすることが重要。

【5条 商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化】

- ・第2項の制定趣旨に、まちづくりと一体となった中小企業支援について明記しているが、商店街の活性化も地域交通、都市計画等の都市機能の配置・集積など、「都市経営」という観点から捉える必要がある。そうした観点で捉えると「商店街の活性化の支援」とするよりも、「中心市街地や地域商業の活性化（再生）への取り組み支援」といった表現が考えられる。また、第3項の伝統産業、地場産業の振興については、その市場縮小が課題になっており、地産地消とともに地産外商（域外の需要を取り込む販路拡大、受注機会の増大等）の促進などの考え方、施策を入れる必要がある。

【6条 小規模企業者に対する支援】

- ・小規模企業者への支援として、「小規模事業者同士のグループ化」とあるが、小規模事業者同士でグループを組むことができるのは製造業くらいであり、小売業やサービス業であれば、ほかの大企業や中企業、生産者などと連携することの方が、より現実的である。たとえば、書店であれば学校や塾と、飲食店であれば生産者と連携するなど。よって、「グループ化」より、より広い表現の「連携」や「補完」など別の表現がよい。
- ・小規模企業者を独立した「条」を設け、積極的な取組を明確にされたことは有り難い。しかし、商工団体の日常活動では、中小企業と多様性を有する小規模企業とを明確に分けたやり方は現実的ではないため、その位置づけの強化とあわせて、それらを支える県の補助制度等の施策を柔軟かつ充実したものにしてほしい。

【7条 三重県版「経営向上・改善計画（仮称）」の認定及び支援】

- ・制定の趣旨では、三重県版経営向上・改善計画は、中小企業を対象にしているように見えるが、この制度の普及啓発や支援は経営指導員も行うのであれば、経営指導員は小規模事業者への支援を行うことから、整合がとれるような表現が必要。

【8条 人材の育成・確保】

- ・第2項に係る制定の趣旨では、県内の大学等に在学する学生とあるが、県内に在住する大学生（県外の大学等に在学する）も加えた趣旨にする必要がある。また、第3項の規定は、制定の趣旨を読まないと理解しにくいので、もう少し対象、主体を明示するなどのわかりやすい表現にすべき。

【10条 起業・創業の促進】

- ・成長に向けた中小企業政策につながる重要な規定であるが、できれば起業・創業後の数年間の継続支援の考え方も加えた規定にすることで、負担の軽減化、経営の安定化につながる。

【13条 情報発信及び顕彰】

- ・高校生や大学生に中小企業の魅力を伝える、情報を発信することへの支援や環境整備を、行政の役割として明記する必要がある。

【14条 みえ中小企業振興推進協議会の設置】

- ・どのような協議会なのか、少しわかりにくい。条例に規定する必要があるとすれば、もう少し具体的なイメージが読み取れる表現にする必要がある。